

天理市上下水道局管理規程第3号

天理市上下水道局職員就業規則（平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月22日

天理市上下水道事業の管理者

天理市長 並 河 健

第25条第1項第1号中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第28条第1項第1号中「（再任用短時間勤務職員）」を「（定年前再任用短時間勤務職員）」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第29条第3項及び第31条の2第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第31条の4第2項を次のように改める。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業及び子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第31条の4の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第31条の5 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

2 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻

まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業、別表第3第12号に規定する特別休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業、特別休暇及び介護時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第32条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第33条の見出し及び第1項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条第2項及び第3項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改める。

第36条見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に、同条第1項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は介護時間承認請求書（様式第14号）」を「、介護時間承認請求書（様式第14号）又は子育て部分休暇承認請求書（様式第15号）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第33条の子育て部分休暇の承認を受けた職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- (2) 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

第38条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1中「及び再任用職員（次項に該当する職員を除く。）」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

様式第14号の次に次の1様式を加える。

様式第15号（第36条関係）

子育て部分休暇承認請求書

年 月 日

天理市長 様

請求者 所 属

職氏名

次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生年月日	年	月 日
2 請求期間及び 時間	期 間		時 間
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで		午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )	午前 時 分～ 時 分
年 月 日まで	午後 時 分～ 時 分		
3 備考			

(注)

- この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実。以下同じ。）及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 子育て部分休暇の承認が、職員からの請求により取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 該当する口には、印を記入すること。

(裏面)

日付	休暇の承認を取り消された時間				時間数	請求者印	所属長印	備考
	午前		午後					
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			
	時	分から	時	分から	時間			
	時	分まで	時	分まで	分			

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の天理市上下水道局職員就業規則の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の別表第1一般職員の項の規定を適用する。